

一般社団法人 富山県児童クラブ連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県児童クラブ連合会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所の所在地を富山市安住町5番21号に置く。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、児童の健全育成と児童クラブ活動の充実、および地域の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 児童の健全育成、児童クラブ活動の充実、および地域の振興に資する活動
 - ② 前号の活動時に係る事故対応業務、および安全能力向上に関する活動
 - ③ 前各号に定めるものほか、この法人の目的を達成するために必要な事項
2. 前項の事業は、富山県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、いずれも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- ① 組織会員 この法人の目的に賛同して入会する、市町村児童クラブ連合組織またはその代表者。
- ② 個人会員 この法人の目的に賛同して入会する学識経験者で、理事会が承認した者。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(会費)

第8条 会員は毎事業年度内に、総会において別に定める会費を納入しなければならない。本条の会費は、一般法人法に規定する経費とする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を得て、退会することができる。この場合、理事会の承認があったときに退会するものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他この法人の定める規則・規程に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、または第4条の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他の除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により除名された会員は、この法人より除名の旨を通知されたときに退会するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費を2年以上滞納したとき
- ② 全会員が同意したとき
- ③ 当該会員またはその所属する組織が、死亡または解散したとき

2. 会員は、前項の資格を喪失したときに退会するものとする。

(退会に伴う権利および義務)

第12条 会員が退会したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。また、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、会員が退会しても、既納の会費は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。この会員名簿をもって一般法人法に規定する社員名簿とする。

2. この法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員がこの法人に通知した所属組織の事務所にあてて行うものとする。

第4章 総会

(種別)

第14条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事および監事の選任または解任
- ③ 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散および残余財産の処分
- ⑥ その他総会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれを招集する。

2. 全会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各会員に対して招集通知を発するものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、すべての会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 会員は、他の会員を代理人として議決権の行使をすることができる。この場合においては、当該会員または代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議事録の作成に係る職務を行った者は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 12名以上25名以内
- ② 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。
3. 理事のうち、副会長を3名以内、常務理事を1名、委員長理事を4名以内、ならびに事務局長理事を1名置くことができ、これらをすべて、一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、常務理事、委員長理事および事務局長理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務および権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長はこの法人を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 常務理事は、この法人の業務を調整統括する。
5. 委員長理事は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を分担執行する。
6. 事務局長理事は、事務局を監督し、この法人の事務的業務の執行にあたる。

(監事の職務および権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任する理事の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第29条 理事および監事に対して、総会の決議によって、報酬、賞与その他の職務執行の対価として財産上の利益を、支給することができる。

第6章 顧問

(設置等)

第30条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会において任期を定めた上で、理事会の決議によって、会員の中から選任する。
3. 顧問は、無報酬とする。

(職務)

第31条 顧問は、会長の諮詢に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(設置・構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長、常務理事、委員長理事、および事務局長理事の選定および解職

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれを招集する。

2. 理事会を招集するには、会日より10日前までに、各理事および各監事に対して、招集の通知を発するものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(職務の執行状況の報告)

第37条 会長、副会長、常務理事、委員長理事および事務局長理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告するものとする。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは出席した理事）および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第8章 執行役員会

(設置・構成)

第40条 この法人に、執行役員会を置く。

2. 執行役員会は、会長、副会長、常務理事、委員長理事、および事務局長理事をもって構成する。

(権限)

第41条 執行役員会は、理事会に提出する議案について企画立案する。

(開催・招集)

第42条 執行役員会は、毎事業年度内に1回以上開催し、会長が招集する。

(議長・決議)

第43条 執行役員会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 執行役員会の決議は、構成員たる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第9章 委員会および部会

(設置等)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および部会を設置することができる。

2. 委員会および部会の任務、構成ならびに運営に關し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局は、事務局長、常務理事および事務局職員若干名をもって構成する。

3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 計算

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画および収支予算を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告および決算につき、毎事業年度終了後、会長は、当該事業年度に係る次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 事業報告の附属明細書

③ 貸借対照表

④ 損益計算書(正味財産増減計算書)

⑤ 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、前項第1号、第3号ならびに第4号の書類を定期総会に提出し、前項第1号の書類についてはその内容を報告し、前項第3号ならびに第4号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に、定期総会の日の2週間前の日から5年間備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第49条 この法人は、剰余金の配当を行わないものとする。

第12章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は、荒井公夫とし、最初の業務執行理事は、館勇将、堀次雄、廣田克美、中村一雄、堀江勲、石原信夫、西本初博、前手政幸、及び上田信夫とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改定履歴

1. 平成28年6月4日
第47条（事業計画及び収支予算）の追加による改定